

岩手県文化芸術振興審議会委員公募要項

1 概要

岩手県文化芸術振興審議会は、知事又は教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するため、岩手県文化芸術振興基本条例（以下「条例」という。）第 21 条の規定により設置されています。

- (1) 文化芸術の振興に関する基本的事項及び条例の規定によりその権限に属せられた事項
- (2) (1)に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関し必要な事項

本審議会は、平成 20 年 5 月に初めて設置されて以来、これまで 9 期 18 年にわたって上記事項に関する調査審議を行ってきました。

現在の第 9 期審議会委員の任期満了に伴う第 10 期審議会委員の選定を行うに当たり、当該委員の 1 人を公募により選定しようとするものです。

2 募集人数

1 人

3 役割

岩手県文化芸術振興審議会において、本県の文化芸術の振興に関する意見を述べていただきます。なお、審議会の委員数は、条例第 22 条第 1 項の規定により 16 名以内となります。

4 任期（予定）

令和 8 年 11 月 1 日から令和 10 年 10 月 31 日まで

5 報酬等

審議会に出席していただいた際に、県の規定により報酬及び旅費を支給します。

6 応募できる方

- (1) 県内に在住する 20 歳以上（令和 8 年 4 月 1 日現在）の方。
- (2) 現在、岩手県職員でない方。
- (3) 盛岡市内で開催する審議会に出席可能な方（審議会は年 2 回程度）。

7 応募方法

(1) 提出書類

応募の際は、次の書類を提出してください。

ア 岩手県文化芸術振興審議会委員応募申込書（別紙）

イ 作文（「岩手県の文化芸術振興についての考え」を記載したもので、600～800 字程度）
（任意様式）

(2) 提出方法

持参、郵送又は電子メールにより提出してください。

(3) 提出・お問い合わせ先

〒020-8570 盛岡市内丸 10-1 岩手県文化スポーツ部文化振興課（文化芸術担当）

電子メールアドレス：AK0002@pref.iwate.jp 電話：019-629-6288

(4) 応募期間

令和 8 年 8 月 24 日（月）～令和 8 年 9 月 7 日（月）17 時【必着】

8 選考及び結果通知

提出書類を審査のうえ、決定します。選考結果は、10 月上旬までに応募者全員にお知らせします。提出書類は返却しません。

(別紙)

岩手県文化芸術振興審議会委員応募申込書

ふりがな 氏名		性別		年齢	歳 (R8.4.1 現在)
住所	〒 ー				
連絡先 電話番号					
応募の動機					
文化芸術活動の 経験・活動歴					
主な経歴					